

○板倉町個人情報保護条例

(平成13年9月18日条例第13号)

改正 平成17年3月17日条例第6号 平成18年3月10日条例第11号
平成21年5月14日条例第10号

目次

- 第1章 総則(第1条－第5条)
- 第2章 個人情報の取扱い(第6条－第11条)
- 第3章 個人情報の開示等(第12条－第30条)
- 第4章 不服申立て(第31条－第33条)
- 第5章 補則(第34条－第42条)
- 第6章 罰則(第43条－第47条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、町が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護及び住民に信頼される公正な町政の推進を目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報(法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- (3) 住民等 町内に住所を有する者及び住所を有しないが実施機関に自己に関する個人情報(以下「自己情報」という。)が管理されている者をいう。
- (4) 事業者 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)及び事業を営む個人をいう。
- (5) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画(写真及びフィルムを含む。以下同じ。)及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 官報、県報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - イ 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用できる施設において閲覧に供されているもの

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員又は職員であつた者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他

人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(住民の責務)

第4条 住民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する町の施策について協力するとともに、自己の個人情報の適正な管理と他人の個人情報の取扱いに関し、その権利利益を不当に侵害することのないよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する町の施策に協力するとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

第2章 個人情報の取扱い

(個人情報取扱事務の届出等)

第6条 実施機関は、個人情報を取扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を町長に届出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録項目
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出をした事項を変更し、又は個人情報取扱事務を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を町長に届出なければならない。

3 町長は、前2項の規定による届出を受理したときは、一般の閲覧に供しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については適用しない。

- (1) 町の職員又は職員であった者に対する人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務
- (2) 板倉町情報公開・個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で届出書を作成しないことが適当であると実施機関が定める個人情報取扱事務

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明らかにし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を収集してはならない。ただし、法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき、又は審議会の意見を聴いて個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 病歴その他個人の特質を規定する身体に関する事項
- (3) 犯罪歴及びその他社会的差別の原因となるおそれのある事項

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 争訟、選考、指導、相談等の事務事業を遂行するために個人情報収集する場合において、本人から収集したのではその目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務事業の適正な遂行に支障が生ずると認められるとき。
 - (6) 国若しくは他の地方公共団体(以下「国等」という。)又は他の実施機関から収集する場合において、当該個人情報を収集することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて個人情報取扱事務の目的を達成するため相当の理由があると認めるとき。
- 4 実施機関は、前項第4号及び第7号の規定により、個人情報を本人以外の者から収集したときは、その旨を本人に通知しなければならない。ただし、実施機関が審議会の意見を聴いて通知の必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 5 本人又はその代理人が、法令等の規定による申請、届出その他これらに類する行為を行ったときは、第3項の規定により収集されたものとみなす。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて個人情報の利用(以下「目的外利用」という。)し、又は実施機関以外の者に提供(以下「外部提供」という。)してはならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供(以下「目的外利用等」という。)をすることができる。

- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 同一実施機関内で利用する場合又は他の実施機関に提供する場合で、これらの実施機関の所掌事務の遂行に必要なものであり、かつ、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上の必要その他相当の理由があると認めるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により目的外利用等をしたときは、次に掲げる事項を記録し、町長に届けなければならない。
- (1) 目的外利用等をした個人情報の名称
 - (2) 目的外利用等をした理由
 - (3) 目的外利用等をした個人情報の内容
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が定める事項
- 3 実施機関は、第1項第4号から第6号の規定により、個人情報を目的外利用等したときは、その旨を本人に通知しなければならない。ただし、実施機関が、審議会の意見を聴いて通知の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(電子計算機その他の情報機器との結合の制限)

第9条 実施機関は、個人情報処理する電子計算機その他の情報機器(以下「電子計算機等」という。)と、実施機関以外の者が管理する電子計算機等と通信回線を用いて結合してはならない。ただし、法令等に定めがあるとき、又は審議会の意見を聴いて公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと実施機関が認めるときは、この限りでない。

(適正管理)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要のなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的な資料として保存されるものについては、この限りでない。

4 実施機関は、前3項に規定する個人情報の適正な管理を行うため、個人情報管理責任者を置かなければならない。

(委託等に伴う措置)

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託するとき又は公の施設(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。)の管理に関する業務を指定管理者(同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるときは、個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けた者又は指定管理者(以下「受託者」という。)は、当該委託を受けた事務又は業務において、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 受託者若しくは受託者であった者(以下「受託者等」という。)又は受託者等の役員、代理人、使用人その他の従業者(以下「受託事務従事者」という。)若しくは受託事務従事者であった者は、当該委託を受けた事務又は業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第3章 個人情報の開示等

(開示請求)

第12条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己の個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 本人が未成年者若しくは成年被後見人であるとき、又は実施機関が特別の理由があると認めたときは、代理人が本人に代わって開示請求をすることができる。

(個人情報の開示義務)

第13条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号のいずれかに該当するときを除き当該個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令等の定めるところ又は実施機関が法令等により従う義務を有する主務大臣その他国等の指示により、開示することができないとされている個人情報

(2) 個人の評価、指導、判定、診断、相談、選考等その他これらに類する事項に関する個人情報であって、開示をすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められるもの

- (3) 開示請求をした者(当該開示請求をした者が、法定代理人の場合は、本人をいう。以下「開示請求者」という。)以外の個人に関する情報が含まれている個人情報。ただし、当該開示請求者以外の者の個人の正当な権利利益を侵害するおそれのないときを除く。
- (4) 事業者の当該事業に関する情報が含まれる個人情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は除く。
- ア 公にすることにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、当該事業者における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (5) 実施機関並びに国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する個人情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 実施機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 実施機関又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (7) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある個人情報
- (8) 未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合であって、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められる個人情報

(個人情報の部分開示)

第14条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の一部に前条各号のいずれかに該当することにより開示しない個人情報(以下「不開示情報」という。)が記録されている部分がある場合において、当該不開示情報の部分を容易に、かつ、開示の請求の趣旨が損なわれることがない程度に分離できるときは、当該不開示情報の部分を除いて、開示をしなければならない。

(公益上の理由による裁量的開示)

第15条 実施機関は、第13条の規定にかかわらず、開示請求に係る個人情報に不開示情報(同条第1号に該当する情報は除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(個人情報の存否に関する情報)

第16条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求の手続)

第17条 開示請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) その他実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類として、実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

4 前項の場合において、開示請求者が当該開示請求書の補正に応じないときは、実施機関は、当該開示請求を拒否するものとする。

(開示請求に対する措置)

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨を決定し、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示しないとき(第16条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 開示請求に係る個人情報に実施機関及び開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、前2項の決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る個人情報の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

4 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該個人情報の開示に反対の意見を表示した意見書を提出した場合において、第1項の決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間をおかななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第31条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(時限的不開示情報の開示)

第19条 前条において、不開示と決定した情報であっても、一定の期間の経過により不開示情報に該当しなくなることが明らかなものについては、前条第2項の通知にあわせて、その旨を知らせなければならない。この場合において、これらに該当しなくなる時期についても、可能な限りこれを知らせるものとする。

(開示決定等の期限)

第20条 第18条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第17条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示請求があった日から60日を限度として当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第21条 開示請求に係る個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの個人情報について開示決定等をする期限

(開示の実施)

第22条 自己の個人情報の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による個人情報の開示にあっては、実施機関は、当該個人情報が記録をされた公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 第17条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける場合について準用する。

(費用の負担)

第23条 この条例により個人情報の写しの交付を受けようとする者は、実費の範囲内において規則で定める、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

(訂正請求)

第24条 この条例の規定により開示を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対し、その訂正(追加及び削除を含む。以下同じ。)の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

2 第12条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(個人情報の訂正)

第25条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報が次の各号のいずれかに該当するときを除き、当該個人情報を訂正しなければならない。

(1) 訂正について法令等に定めがあるとき。

- (2) 実施機関に訂正の権限がないとき。
- (3) その他訂正しないことについて正当な理由があるとき。

(訂正請求の手續)

第26条 訂正請求をしようとする者(以下「訂正請求者」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 訂正請求者の氏名及び住所
- (2) 訂正請求に係る個人情報に特定するために必要な事項
- (3) 訂正を求める内容
- (4) その他実施機関が定める事項

2 訂正請求者は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 第17条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求に対する措置)

第27条 実施機関は、訂正請求があった日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、訂正請求に係る個人情報を訂正するかどうかの決定(以下「訂正決定等」という。)をしなければならない。ただし、前条第3項において準用する第17条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、訂正決定等をしたときは、速やかに、訂正請求者に対し、その内容を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により訂正をする旨の決定をしたときは、速やかに、当該訂正請求に係る個人情報を訂正した上、当該訂正の内容を前項の書面に記載しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、訂正請求があった日から75日を限度として当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

5 訂正請求に係る個人情報が著しく大量であるため、訂正請求があった日から75日以内にそのすべてについて訂正決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び第4項の規定にかかわらず、実施機関は、訂正請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に訂正決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に訂正決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
 - (2) 残りの個人情報について開示決定等をする期限
- (利用等の中止の請求)

第28条 住民等は、実施機関が管理する公文書に記録されている個人情報が第8条第1項の規定に違反して利用又は提供されていると認めるときは、当該個人情報の利用又は提供の中止(以下「利用等の中止」という。)を実施機関に請求することができる。

2 第12条第2項の規定は、利用等の中止の請求について準用する。

(利用等の中止の請求の手續)

第29条 利用等の中止の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面

を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 利用等の中止の請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 利用等の中止の請求に係る個人情報に特定するために必要な事項
- (3) 利用等の中止の請求に係る個人情報の取扱い内容及び中止を求める内容
- (4) その他実施機関が定める事項

2 第17条第2項及び第3項の規定は、利用等の中止の請求について準用する。

(利用等の中止の請求に対する措置)

第30条 実施機関は利用等の中止の請求があった日から起算して30日以内に、必要な調査を行い、利用等の中止の請求に係る個人情報の利用又は提供を中止するかどうかの決定(以下「利用等中止決定等」という。)をしなければならない。ただし、前条第2項において準用する第17条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、利用等中止決定等をしたときは、速やかに、利用等の中止を請求した者(以下「利用等中止請求者」という。)に対し、その内容を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により利用等の中止をする旨の決定をしたときは、速やかに、当該利用等中止請求に係る個人情報の利用等を中止した上、当該中止の内容を前項の書面に記載しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、利用等の中止の請求があった日から75日を限度として当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、利用等中止請求者に対し、速やかに、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

5 利用等の中止の請求に係る個人情報が著しく大量であるため、利用等の中止の請求があった日から75日以内にそのすべてについて利用等中止決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第1項及び第4項の規定にかかわらず、実施機関は、利用等の中止の請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に利用等中止決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に利用等中止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、利用等中止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの個人情報について利用等中止決定等をする期限

第4章 不服申立て

(審査会への諮問)

第31条 開示決定、訂正決定及び利用等中止決定等の決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、別に定める板倉町情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問し、その答申を尊重して、速やかに、当該不服申立てに対する裁決又は決定をしなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、これを却下するとき。
- (2) 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び次条において同じ。)を取り

消し又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等(訂正請求に係る個人情報の全部を訂正する旨の決定を除く。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を訂正することとするとき。

(4) 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用等中止決定等(利用等の中止の請求に係る個人情報の全部を利用等の中止をする旨の決定を除く。)を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を利用等の中止をすることとするとき。

2 不服審査及び審査会に関して必要な事項については、別に定める。

(諮問をした旨の通知)

第32条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 当該請求者(当該請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを却下する場合等における手続)

第33条 第18条第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思表示をしている場合に限る。)

第5章 補則

(検索資料の作成等)

第34条 実施機関は、個人情報の検索に必要な資料を作成し、閲覧に供するものとする。

(事業者に対する指導、勧告等)

第35条 町長は、事業者が行う個人情報の取扱いが著しく不適正であるときは、審議会の意見を聴いて、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう指導し、又は勧告することができる。

2 町長は、事業者が前項の規定による指導又は勧告に従わないときは、審議会の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

(他の制度との調整等)

第36条 この条例は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

(2) 統計法第2条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

(3) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

- 2 町の施設において、一般の利用に供することを目的として管理されている公文書に記載されている個人情報
- 3 この条例は、他の法令等(板倉町情報公開条例(平成13年板倉町条例第12号)を除く。)の規定により、個人情報の開示を受け、又は訂正を求めるときは、適用しない。
- 4 他の法令等の規定により開示を受けた個人情報について、当該他の法令等に訂正の手續の規定がない場合には、当該個人情報をこの条例の規定により開示を受けた個人情報とみなして、第24条第1項の規定を適用する。

(国等との協力)

第37条 町長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国等に対し、個人情報の保護に関し協力を求めるものとする。

- 2 町長は、個人情報の保護を目的として国等から協力することを求められたときは、その求めに応ずるものとする。

(実施状況の公表)

第38条 町長は、毎年度、各実施機関におけるこの条例の実施状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(運営に関する諮問)

第39条 実施機関は、この条例による個人情報保護制度の運営に関する重要な事項については、審議会に諮問するものとする。

(苦情及び相談の処理)

第40条 町長は、個人情報の保護に関し、住民等から苦情及び相談があったときは、公正かつ迅速な処理に努めるものとする。

(出資法人等への要請)

第41条 町長は、町が出資その他財政支出等を行う法人であって実施機関が定めるもの及び指定管理者に、この条例の趣旨にのっとり、当該法人の保有する個人情報及び指定管理者が保有する個人情報であって当該公の施設に関する個人情報について必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

第6章 罰則

(罰則)

第43条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第11条第2項の事務若しくは業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第44条 前条に規定する者が、その事務又は業務に関して知り得た公文書に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第45条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第46条 前3条の規定は、町外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第47条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(適用)

2 この条例の規定は、平成14年4月1日(次項において「施行日」という。)以降に作成し、又は取得した個人情報について適用する。

(経過措置)

3 平成14年3月31日以前に作成し、又は取得した個人情報については、整備の完了したものから適用する。

4 この条例の施行の際、現に実施機関が行っている個人情報の収集等については、この条例の規定により行ったものとみなす。

附 則(平成17年3月17日条例第6号)

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則(平成18年3月10日条例第11号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年5月14日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。